

栃木県プラスチック資源循環の推進に関する基本的な指針【概要版】



■ 指針の趣旨

- プラスチック=我々の生活に利便性と恩恵をもたらし、生活の隅々にまで浸透
- 一方、プラスチックごみによる地球規模での環境汚染が懸念⇒プラスチックを資源として循環させる体制の構築が喫緊の課題

県と全市町による宣言（全国初）

栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言 （令和元年8月）

（概要）
海洋プラスチックごみ問題について
上流県であっても自分の問題として
考える

プラスチックとの上手な付き合い方を
発信

森里川湖におけるプラスチックごみ
ゼロに向け行動

全国に先駆けて条例を制定

栃木県プラスチック資源循環推進条例 （令和2年3月制定・施行）

第1章 総則	
目的	§ 1
県・事業者・県民の責務	§ 3～5
市町村との連携等	§ 6
第2章 基本的な指針	§ 7
第3章 基本的施策	
発生の抑制	§ 8
循環的な利用の促進等	§ 9
適正な処分	§ 10
教育及び学習の振興等	§ 11
研究及び技術開発に対する支援	§ 12
産業の振興	§ 13
推進体制の整備	§ 14
財政上の措置	§ 15

（指針） 条例第7条の規定に基づき、プラスチック資源循環の推進に関する
施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的事項等を定める

■ 施策展開

3R（リデュース、リユース、リサイクル）に、
本県独自のプラス3R（リシンク、リフューズ、リファイン）の視点

（1）発生の抑制

- ①マイバッグ・キャンペーンの実施
- ②プラスチックとの上手な付き合い方についての普及啓発
- ③過剰な容器包装の使用抑制等
- ④会議でのペットボトルの使用削減（県の率先垂範）
- ⑤市町における可燃ごみ処理有料化の推進
- ⑥排出事業者による発生抑制の取組の促進
- ⑦イベントにおける使い捨てプラスチックの排出抑制

（2）循環的な利用の促進

- ①市町による分別回収の促進
- ②多様な回収ルートによる分別収集の促進
- ③ごみ分別の意義の啓発
- ④リサイクル製品の認定制度
- ⑤グリーン購入の推進
- ⑥再生材、紙、バイオプラスチック等の利用促進

（3）適正な処分

- ①不法投棄、不適正処理の未然防止（啓発、監視）等
- ②ポイ捨て防止の普及啓発
- ③地域住民や企業、団体等による清掃活動等取組の推進
- ④処理施設の確保に向けた、処理施設に対する県民理解促進事業の展開
- ⑤プラスチックごみの処理ルート拡大

（4）基盤整備

- ①環境教育
- ②産学官の連携及び技術開発支援等
- ③リサイクル製品の認定制度（再掲）
- ④グリーン購入の推進（再掲）
- ⑤漂流・漂着プラスチックの実態把握
- ⑥栃木県プラスチック資源循環推進協議会
- ⑦プラスチック対策に係る県と市町の勉強会

取組を促進